



子どもの人権

2026年7月24日 第2期第6回中野区人権施策推進審議会資料



■ 子どもの人権と権利 ■

「人権」は人間としての権利であり、大人だけでなく、子ども（18歳未満）にもできるだけ同じように保障される必要があるとされ、実際に多くの「人権」は大人と同様に子どもにも保障されている。ただ子どもは、情報、能力、経験の不足により、自分にとって何がよいのか十分に判断できないこともあり、そのためにもたらされる不利益から大切に守られなければならない存在でもある。このため、子どもには、大人と同じようには保障されていない「人権」もあるが、その代わりに、子どもだけに特に保障されている「子どもの権利」というものがある。（東京弁護士会HPより要約）



■ 子どもの権利条約採択までの歴史 ■

- ・ 1924年「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が国際連盟で採択（初めて子どもの人権に言及）
- ・ 1948年「世界人権宣言」が国際連合で採択
- ・ 1959年「児童の権利に関する宣言」が国際連合で採択
- ・ 1989年「子どもの権利条約」が国際連合で採択
- ・ 1990年「子どもの権利条約」が発効



「子どもの権利条約」の基本4原則

1. 差別の禁止
2. 子どもの最善の利益
3. 生命、生存及び発達に対する権利
4. 子どもの意見の尊重 → 「こども基本法」の
理念に強く反映

■ 「こども基本法」施行（2023年4月） ■

* 1994年に日本は158番目の締結国として「子どもの権利条約」を批准（現在196の国と地域が締結：世界で最も広く受け入れられている人権条約）



条約を締結（批准）した国は、法律を作り、政策を実施する義務があり、5年ごとに「国連子どもの権利委員会」に報告し、委員会は報告書を審査、改善に向けた助言を行う。（⇒「こども基本法」制定）

■ 「こども基本法」の6つの基本理念① ■

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

■ 「こども基本法」の6つの基本理念② ■

4. すべてのこどもは年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



■ 「子どもの人権」に関する変化 ■

- ・ 「**大人が導くべき存在**」から「**権利の主体**」として子どもを捉えることになった。
- ・ 子どもの発言を良し悪しではなく、その発言の背後にある意図を想像し、気持ちを受け止め、寄り添うことが重要であるという考え方が主流となった。



■ 問題① ■

- * 日本の子どもたちの精神的幸福度（ウェルビーイング）は、OECD36カ国中32位。
- * 不登校は年々増加（文科省の統計：約35万人）
 - ・ 夏休み終わりには「学校に行きたくない」という検索が増える。→ 宿題を出さない
- * 他国と比べて日本は子どもの自殺率が高い。



■ 問題② ■

* 学校：画一的教育や指導しているつもりが不適切な指導に。

* 家庭：良い子に育てたい、正しいという思い込みで子どもの気持ちを確認しないで親が一方的に決める。

* 性的マイノリティ、海外ルーツの子どもに対する差別やいじめ。

■ 中野区の状況 ■

＊ 2022年4月1日「中野区子どもの権利に関する条例」施行



- ・ 条例24条第1項の規定に基づき、子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため「中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）」を設置
- ・ 子どもオンブズマンへの相談窓口として2022年9月1日に「子ども相談室」を開設



■ 子ども相談室の状況① ■

- ・ 2024年度の相談件数は、新規相談が94件、前年度以前からの継続相談が13件の計107件。
- ・ 相談内容：

いじめ（疑い含）	15件
交友関係（いじめ以外）	11件
家庭・家族	10件

■ 子ども相談室の状況② ■

- ・ 2025年度の状況

相談件数：新規相談が366件

前年度以前からの継続相談が16件

計382件

- ・ 相談内容：いじめ（疑い含）86件
心身68件
交友関係（いじめ以外）51件

※2025年度から、区立小学校・中学校の児童・生徒に配布されている学習用端末に子ども相談室マスコットキャラクターアイコンを設置し、相談フォームへ相談ができるようになったため、相談が増加



■ いじめへの対応 ■

- ・「いじめ防止対策推進法」（2013年制定）に基づき、各区立学校でいじめの調査・対応が成されているが、相談件数の多くがいじめであることに変わりがない。
- ・ 8年前に中野区保護司会の分区が“社会を明るくする運動”行事として、当時の区立第三中学校（中野東中学校）で弁護士による「いじめの予防授業」を開催（昨年度は二つの中学校で実施）。→ 四層構造 と コップの最後の一滴

■ いじめの四層構造 ■

＊ 社会学者の森田洋司氏（1941－2019）が提唱した理論。いじめはいじめを受ける「被害者」といじめを行う「加害者」だけでなく、いじめを煽る「観衆」といじめを見て見ぬふりをする「傍観者」で構成されているという理論。

＊ 東京弁護士会が法教育プログラムの一環としていじめ予防授業を実施（ドラえもんの登場人物を例に「傍観者」であるしずかちゃんに*いじめを止める力がある*ことを説明）。



■ 今後に向けて①：施策で対応済み ■

＊「不登校対応」：東京都が進めるチャレンジクラス（不登校対応校内 分教室）設置事業を受け、2024年4月に中野中学校に「チャレンジクラス」N組を開級済み。

＊「子どもの意見の尊重」：2026年度より、区立中学校の修学旅行先、校外学習の行き先を学校や教員が決めることをやめ、一定の予算内で生徒たちが決める。

■ 今後に向けて②：未実施・不十分な施策 ■

- * いじめ対応：いじめは人権を深く傷つける問題であり、最近ではSNSによるいじめが多い。
→全中学校で公費・外部講師による「いじめ予防授業」実施と考察が望ましいのではないかな。
- * 家庭教育学級：15年程前まで小学校PTAが講師を招く費用を区が支給していたが、財政上の問題やPTA側の負担感からなのか廃止された。
→SNSリテラシーを学ぶ講演会を実施したPTAもあり、希望するPTAには支援すべきでは！



■ 今後に向けて③：未実施・不十分な施策 ■

＊「中野区子どもの権利条例」の内容周知：児童や生徒に対する普及啓発の結果、「子どもの権利」について少しずつ浸透しているが、**本当に理解してもらいたい保護者や大人への周知はなかなか進まない。**

＊小中だけでなく保育園・幼稚園在園中の保護者へも積極的なアプローチが必要ではないか。

→どのような普及啓発活動が有効だろうか？